

## 第 15 回 上 島 合 併 協 議 会

開催年月日	平成16年 9月 6日(月)					
開催場所	岩城村生活文化センター1階大集会場					
開 会	午後1時20分					
出席委員	1	会長 上村 俊之	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長佐伯 眞登	5	委員 原山 公男	6	委員 田名後 豊重
	7	委員 泉原 光雄	8	委員 土居 計彦	9	委員 林 栄一
	10	委員 横川 武広	11	委員 大林 清孝	12	委員 沼田 裕章
	13	委員 毎木 正博	14	委員 濱田 光	15	委員 松原 彌一
	16	委員 村瀬 忍	17	委員 児玉幸治郎	18	委員 加登 まゆみ
	19	委員 池本 福治	20	委員 森本 義之	21	委員 大林 貞光
	22	委員 澤田 年光	23	委員 加納 清二	24	委員 森山 月美
	25	委員 西村 孝子	26	委員 村上 京子	27	
	28		29			
欠席委員	1	委員 相原 博昭	2	委員 島根 亀夫	3	委員 横井 昇一
	4					
その他出席者	1	幹事会委員 益崎徹造	2	幹事会委員 植田正美	3	幹事会委員 林 正城
	4					
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
	4	局長 梨木 善彦	5			
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について  (2) 報告事項 事務局報告 幹事会報告 上島町各種暫定委員について 上島町条例・例規について  (3) 議決事項 議案第15号 上島合併協議会の廃止について  (4) その他					
閉 会	午後1時55分					

<p>松崎局長</p>	<p>只今より、第15回上島合併協議会を開催いたします。</p> <p>まず、本日の会が、委員29名の皆様のうち、26名出席いただいておりますので、規約第10条第1項の規定により、過半数以上の出席がありますので、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと存じますが、ここからは規約第10条第2項の定めるところによりまして、これからの議事の進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと思っております。</p> <p>会長、お願いいたします。</p>
<p>上村会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、何かとご多用中のところを協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>先日は、台風16号の直撃を受けまして、あるいは、高潮と重なりまして、床上浸水等多大な被害を受けられた住民の皆様には、まずはお見舞いを申し上げます。</p> <p>また、消防団等の昼夜にわたる献身的な活動に対し、心から感謝を申し上げますとともに、あらためて消防組織の大切さと島の人情の厚さを肌身で感じましたことも報告させていただきます。</p> <p>また、昨夜は2回にわたる地震がありまして、皆様寝不足の方もいらっしゃるかと思いますけど、安心して暮らせるまちづくりを進める上においても今回のような自然災害の対策は、今後の新町建設に向けての懸案事項として取り上げなければならない重要案件の一つであると再認識いたしました。</p> <p>さて、皆様ご案内のように今月3日付けで、新町上島町の役場職員人事異動の内示を行い、新しい行政組織の準備段階としての動きを始めました。職員は、当初戸惑うことがあるかも知れませんが、上島町役場という組織の一員として自覚を持ち、4町村の交流と融和、そして均衡と発展を目標に粉骨砕身与えられた職務をまっとうしていただきたいと思っております。</p> <p>さて、いよいよ合併協議会におきましては、今回を含め2回を残すのみとなりました。委員の皆様におかれましては、新町誕生への総仕上げとなる残り2回の合併協議会に対し、今まで同様のご尽力とご協力、またご指導を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは配布しています会議資料によりまして、協議を進めたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>初めに協議会会議録署名人の選任についてであります。岩城村の林委員さん、魚島村の大林清孝委員さんお願いいたします。</p> <p>2番目の報告事項であります。事務局報告からお願いいたします。</p>
<p>森本局員</p>	<p>それでは、事務局報告を行います。資料の1ページをご覧ください。</p>

まず例規策定業務ですが、各専門部会、分科会において、事務事業一元化調書の調整方針を基に、第2次例規原案を作成すると共に、事務局において取りまとめ作業を行い、一覧表を作成いたしました。なお、この一覧表につきましては、9ページ以降に付けております。なお、詳しくは、このあとご説明いたします。

次に町章の募集結果についてですが、募集期間は、40日程と短期間ではございましたが皆様のご協力によりまして、多数のご応募をいただきました。応募総数370点、応募者数、資料では180名となっておりますが精査をいたしましたところ172名でございますので、おそれいりますが訂正をお願いします。なお、このことにつきましては、最後のその他のところでご紹介させていただきます。

次に各種打合せ会についてですが、合併を間近に控え、最終段階の打合せを行っております。

消防体制では、新町の暫定予算・本予算の調整や発足へ向けての準備を中心に協議いたしました。

選挙管理委員会関係では、新町発足時の暫定選挙管理委員会の組織や新町での農業委員会選挙、町長、町議選挙等について協議を行いました。

電算システムの統合では、システム統合切替のリハーサルの実施等について協議を行いました。

また、新町になったの広報紙の発行、ホームページの立ち上げの準備をはじめ、それぞれ各部会、分科会等で打合せを行っております。

他に、適宜幹事会、助役会、首長会を開催し、各種協議を行いました。幹事会の内容につきましては、このあと、幹事会報告として詳しくご説明いたします。

以上簡単ではございますが、事務局報告をおわります。

それでは、第35回から第40回までの幹事会報告を致します。

資料の2ページをご覧ください。

まず、第35回の幹事会を7月28日、午前10時40分から弓削町で行い、最初に、暫定選挙管理委員会委員の選出並びに選挙期日等を協議するための委員代表者、また、暫定教育委員会委員、暫定固定資産評価審査会委員及び地域審議会委員の選任方法について協議致しました。さらに、事務事業一元化について、幼稚園、公民館の例規、上島町役場の位置条例・総合支所設置条例、魚島村医師の往診手当、新町の公印、新町の行政組織についても協議致しました。

次に、第36回の幹事会を8月3日、午前10時40分から弓削町で行い、総務分科会、建設分科会、建設管理分科会からの提案事項として、行政職給料表の調整、職員の職の規程に関する事項等を協議致しました。

次のページをご覧ください。

第37回の幹事会を8月10日、午前10時40分から弓削町で行い、閉

大船次長

町村記念式典については、弓削町は9月11日、魚島村は9月28日に実施予定であり、生名村、岩城村については現在のところ、実施予定がないことを確認致しました。また、住所表示の変更に伴い必要となる手続きについて、9月の協議会だよりで、住民に周知することと致しました。

次に、第38回の幹事会を8月17日、午前10時40分から弓削町で行い、海光園・島部消防等一部事務組合の事務の引継ぎについては、基本的に総務課と各担当課で実施することと致しました。また、総務分科会、企画分科会、住民生活部会からの提案事項として、『上島町行政組織規則』、『上島町事務決裁規程』、新町ホームページの作成について協議致しました。

次のページをご覧ください。

第39回の幹事会を8月24日、午前10時40分から弓削町で行い、10月1日の開庁舎式についてどのようにするか、事務局で原案を作成し幹事会で協議することと致しました。また、合併に伴う電算負担金の請求方法については合併の日程を考慮し、9月末(旧町村)までの費用は8月末に、1月15日までの費用は11月中旬までに請求することを了承致しました。また、消防決裁規程、新町の暫定予算、住民分科会からの提案事項として、国民健康保険料について協議致しました。

次に、第40回の幹事会を9月1日、午前10時40分から弓削町で行いました。内容としましては、今日の協議会に提案する議題について協議調整を行い、最初に、報告事項として、「事務局報告」、「幹事会報告」、「各種暫定委員」、「例規の進捗状況」以上4件の報告を、議決事項として、「上島合併協議会の廃止について」、その他として、「町章選定方法について」、協議会終了後には、岩城村の公共施設の視察をすることと致しました。また、保育料、国保税、例規集等について協議致しました。

以上で、第35回から第40回までの幹事会報告を終わります。

松崎局長

それでは、上島町の各種暫定委員についてご説明いたします。資料の5ページからとなっておりますのでお開きください。上島町の各種暫定委員のうち、暫定の教育委員会委員、暫定の固定資産評価審査委員会委員について報告いたします。

まず、暫定の教育委員会委員について報告します。

このことにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第1項におきまして「市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし」となっており、委員数5人につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条で5人を持って組織する旨規定されています。

以上のことを踏まえまして、7月8日の首長会において、弓削町2人、生名村、岩城村、魚島村各1人の計5人とすること及び各町村長がそれぞれ推薦することを確認し、資料6ページのとおりとなりました。

弓削町は、富田興一（とみたこういち）さん、森岡良子（もりおかりょうこ）さん

生名村、森本義之（もりもとよしゆき）さん

岩城村、岡野英二（おかのえいじ）さん

魚島村、末廣 功（すえひろいさお）さん

となりました。

次に、暫定の固定資産評価審査委員会委員でございますが、地方税法第423条第8項に「市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間、当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもち、当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることのできる。」となっており、また、地方税法第423条第2項において「固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人以上とし、当該市町村の条例で定める。」となっております。

以上のことを踏まえまして、第34回の幹事会において、固定資産評価審査委員会の委員の定数は各町村1名ずつの計4名とすること、各町村長が推薦することを確認し、資料6ページの表のとおりとなりました。

弓削町、浜村 隆（はまむらたかし）氏

生名村、桧垣利生（ひがきとしお）氏

岩城村、大本明光（おおもとあきみつ）氏

魚島村、末廣 功（すえひろいさお）氏

となりました。

なお、あと暫定の選挙管理委員会がありますが、暫定の選挙管理委員会委員につきましては、10月1日に現在の選管委員の方々の互選によって決まることとなっておりますので、10月1日に暫定の選挙管理委員会委員が決まることとなっております。以上簡単ですが、新町の各種暫定委員に関する報告を終わります。

続きまして、上島町の条例・例規についてご報告いたします。資料は、7ページをお開きください。本来なら別冊にするところですが、一冊にまとめております。10ページにあたるところに上島合併に係る例規一覧表と載せておりますので、交互にご参照ください。

上島町合併新町例規策定業務について、別冊のとおり即時施行例規を調整したので報告いたします。

上島合併に係る例規一覧表の方を見ていただいたらわかるんですが、即時施行分、即時といえますのは、10月1日に職務執行者が専決処分し施行す

松崎局長

ることですが、条例168件、規則120件、告示11件、訓令71件、となっております。また、選挙管理委員会告示をはじめそれぞれの委員会等で即時施行しなければならないものが65件ございます。また旧町村告示2件と併せて計439件即時施行分があります。

参考までに、ここでいう告示、訓令と言いますのは、発令形式の違いであります。同じ規程でも発令形式の違いにより、告示、訓令と分けております。告示と言いますのは、対住民に知らしめるもので、訓令とは、内規的なものであります。また、最後にあります旧町村告示と言いますのは、皆様も御存知の、議会議員の定数と地域審議会の設置につきましては、合併特例法第5条の4及び第6条第8項におきまして、合併関係市町村の議会の議決を経て、告示すればよいことになっておりますのでこの告示のことです。

次に、暫定施行分でございますが、条例2件、規則1件の計3件でございます。暫定施行と言いますのは、新町発足後も旧町村の条例を引き続き施行する条例のことです。

次に、漸次施行分でございますが、条例8件、規則2件、告示1件、議会、委員会等の規則・訓令7件の計18件あります。

漸次施行と言いますのは、合併後必要に応じ制定する例規でございます。それぞれの例規名につきましては、一覧表の1ページより載せておりますので、後で確認していただけたらと思います。

以上、簡単ですが説明報告とさせていただきます。

上村会長

ありがとうございました。

報告事項は、これで終了させていただきます。

続きまして(3) 議決事項 議案第15号上島合併協議会の廃止についてお諮りいたします。説明をお願いいたします。

大船次長

それでは説明致します。資料の8ページをご覧ください。

「議案第15号 上島合併協議会の廃止について」

平成16年10月1日から、越智郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村及び同郡魚島村を廃し、その区域をもって新たに「上島町」を設置することに伴い、平成16年9月30日をもって、上島合併協議会を廃止する。

これにつきましては、10月1日に上島町が誕生することによって、当然ながら合併協議会の必要性がなくなることから、9月30日をもって廃止するものです。

今後は、地方自治法252条の6により、廃止の事務手続きを行っていく訳でございますが、まず、手続きといたしましては、4ヶ町村それぞれ9月議会で協議会の廃止の議決を行い、その後町村が告示して、県知事に届出し、手続きが完了する訳でございます。

	<p>尚、これからの協議会の開催予定でございますが、月末頃にもう一回魚島で開催する予定となっております。</p> <p>以上で、「上島合併協議会の廃止について」の説明を終わります。</p>
上村会長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんでしょうか。</p>
児玉委員	<p>4ページの第39回の幹事会の議事の(1)の開庁式ですか、どういうものですか。大体想像はつくんですが、どういう内容のものですか。</p>
松崎局長	<p>開庁式につきましては新町の発足のイベントとは分けて考えております。通常よその市町村におきましては・・・</p>
児玉委員	<p>新町というのは、町でしょ、ここは開庁の庁が町でなしに庁舎の庁になっています。</p>
松崎局長	<p>はい、開庁式ですが、テープカットをするくらいを考えております。例えば上島町役場とかいう看板にテープカットしてもらったり、辞令の発令式とか、そのようなことくらいしか考えておりません。</p>
児玉委員	<p>どこでやるんですか。</p>
松崎局長	<p>今の予定では、まだ協議が進んでないんですけど、本庁及び各支所での簡単なことを執り行うことと事務局では思っております。まだ正式協議の土台には挙げてないです。</p>
上村会長	<p>他に何かございませんでしょうか。</p> <p>もう無いようですので、討論を省略して採決いたします。</p> <p>議案第15号 上島合併協議会の廃止について賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>全員挙手</p> <p>ありがとうございます。全員賛成でございます。</p> <p>よって議案第15号は、可決決定されました。続いて、4番目その他について事務局からお願いいたします。</p>
松崎局長	<p>事務局から新町の町章の決定方法についてお諮りいたしたいと思っております。前回の協議会で、幹事会で応募者の中から5点程度に選定し、その5点を協議会に諮って決定するというにしておりますが、その5点を例えば協議</p>

により決定するのか、得点方式、当日投票により決定するのか、その辺をいかがしたらよかろうかと思ひまして。事務局といたしましては、例えば、5点のうち5点、4点、3点、2点、1点としまして、採点をいたしまして、いろいろとあると思ひますので、上位2点を選び、上位2点を改めて投票により決定したらいかがかな。というふうには考へておりますが、委員の皆様のお考へをお聞かせ願つたらと思ひます。先ほど事務局報告の方で、町章募集の結果について、報告がありましたかもう少し詳しくここで報告しておきます。

募集期間は、16年7月23日の金曜日から8月31日の火曜日まで募集期間として設定し、募集いたしました。応募数は、先ほど言ひましたように370点、応募者数は172名でございます。その内、弓削町から応募があつたのが、146点、生名村から46点、岩城村から15点、魚島村から17点、県内の上島を除く市町村から10点、それから県外から136点、計370点の応募がありました。結構いいものもいろいろありました。

話は戻りますが、選定の方法についてご意見をお伺ひしたらと思ひております。

上村会長

これは、議案では、ないんですけどもまず幹事会で5点を選びます。その中から委員の皆様採点をしていただきまして、それで、一番いいのが決まったらいいんですけど、点数が近い場合もございまして、上位2点を改めて次回の協議会において、魚島に来ていただいた時にその場で2点の中から決定するというのが、事務局案でございます。

これには、縛られません。これはあくまで、案ですので。他に何かいい方法があれば、ご提案いただけたらありがたいんですけど。

佐伯副会長

幹事会で5点を選定するのも結構でございますが、専門の上島の小・中学校の先生方のうち、特にそういうことに優れている先生でもいらっしゃれば、入っていただいて専門的な立場からのご意見も聞くのもいいんじゃないかろうかとこんな風に思ひますが、いかがでしょうか。

上村会長

以前の協議で、幹事会の方で決めるということは皆様の同意を持って受けたところでございますけれど、佐伯村長さんの方から幹事だけでなく、もう少し専門的人間を入れたらどうかという意見が出ましたけれど、皆さんいかがですか。

土居委員

入れた方がいいでしょう。現役の町村長さんの責任が重すぎる。もうちょっと広く議論した方がいいんじゃないか。

上村会長

幹事会ですので。町村長ではありません。

土居委員	<p>それとちょっと要望ですけど。ここでは、幹事会で5点以内に絞るということでございます。最終的には協議会で、月末にやられる予定になっています、魚島の協議会で決めてもらうということなのですが、5点に絞るのがいつ頃になるんですかね、日程的には。そしてね、魚島へ行ってね。5点ですよその日の朝言うてですね。はい ×を選んでくださいと言われても、それはしんどいと思うので、できれば事前にコピーでもいただいて、委員さんに配布して、そして委員さんの思いを集約しておいて、そうすればみやすいのじゃないかと思えます。</p>
上村会長	<p>事務局から説明いたします。</p>
松崎局長	<p>あのう、事前に配布ということにつきましては、極力努力しまして、1日でも2日でも見れるように事前に配布できるように努力いたします。</p>
上村会長	<p>私の方から事務局が今申しましたが、配布させていただきます。1日でも早く。</p>
松崎局長	<p>明日幹事会の予定でしたが、台風が来てるんで明日できるかどうか。ちょっとわからないんで、また日程調整いたしまして、極力早く幹事会を開催いたしまして、幹事会での5点以内の決定を早くいたしまして、決定次第送付するようにいたします。</p>
上村会長	<p>私の方から応募作品につきましては、私も一通り見させていただきました。</p> <p>本来なら皆様にも、今日資料を持ってきておりますので、時間が許す限り全部みていただけたらと思います。でも、一人ずつですね。こんな資料ですので、経費の関係もございまして、全部渡しよったら大変なことになります。</p> <p>それと、逆に全部渡されると皆さん混乱されると、私も見て混乱しましたので。逆に皆さん提案した幹事会の5点、その後に皆さんに選んでいただく。その方がやっぱりやりやすいと思います。どちらにいたしましても、今日資料を持ってきておりますので、1番から三百何番まで、全部見ていただけたらと思います。それによって幹事会のセンスもわかってくるとは思います。</p> <p>いま先佐伯村長からご提案いただきました幹事だけ、幹事というのは、公務員の方というか役場職員になりますが、それ以外にまあ、専門家という難しい部分も出てくるんですけれど、入れたらどうかという案が出ました。</p> <p>土居委員さんからは賛成の声がありましたけれど他に何かありませんでしょうか。</p>
加納委員	<p>はい、今土居委員さんから専門家の先生、佐伯村長さんから出た意見なんですけど、私の個人的な意見ですけど、一人の学校の先生というと、専門の</p>

	<p>デザイン科などを出た方ならいいけれども、学校の中で美術を教えているとかいうならまた人選に困ると思うんですよ。ですから私としては、合併協議会の委員の責任として、委員の方々が、好印象を持ってそのデザインをした理由を考慮して、総合的に皆さんが各委員さん29名おられますので、その人たちが好印象を持って、なるほどこれなら納得というものの中にはあると思います。そしたら一人の専門家ではないですが、一人の方をお願いして選んでもらうよりか、29人の2つの目で選んでみたら、私たちの合併協議会委員としての役目も務まるんじゃないかと思います。</p> <p>というのは、後から、住民の方々が、どうしてあんなもん選んだんじゃ。と言われたときに、わしら選んだんじゃないんじゃ。ありゃ専門家が選んだんじゃ。責任回避のような言い訳ができると。そういう風なんじゃなくて、私たち委員が責任を持って選びましたと、私たちはこれがよかったと思いますと、こういう風な理由だからこれで私たちは、胸を張ってこれでよかったと言えるような選び方をしてもらいたいと思います。以上です。</p>
上村会長	<p>ちょっと説明不足で、あくまでも最後は、委員さんに選んでいただきます。その選ぶ前の三百何点かの5点を幹事会で選ぶことは、皆さんのご同意の下で決定しています。今、佐伯村長さんからご提案いただきましたのは、以前にそのように決まっておったけれども、その幹事会5点を選ぶ中に専門家を何人か入れたらどうかというご意見でありまして、</p>
加納委員	<p>それなら結構です。幹事会の中でそういう風な形でとっていただけるんならいいです。言うことはないです。</p>
上村会長	<p>最終は、委員の皆様を選んでいただきます。</p>
加納委員	<p>私の希望としては、住民の皆さんが、好印象を持って受け止められるような明瞭といいますか、はっきりとした明るいイメージをもった町章だったらいいじゃないかと思うんで、できるだけならそういう風なんで発言したわけなんです。それは、5点選ぶときの決定は、幹事会の方でやってください。</p>
上村会長	<p>今出た幹事以外に民間というか専門の方を入れたらどうかという意見に異論がある方がいらっしやいましたらご意見をお願いできませんでしょうか。</p>
沼田委員	<p>特に異論というわけじゃないんですが、その中に応募されている方がいらっしやたらちょっと不公平になると思います。その辺だけ、調べていただいて、応募されている方は、のけていただいた方がいいんじゃないかと思うので、そこだけお願いしときます。</p>

松崎局長	事務局からなんですが、専門家の方を入れるということはできると思うんですが、幹事会の時間等、僕らの知っているこの近辺での専門家といいますと学校の先生あたりしか思いつきません。そこから、幹事会の日と学校の先生のあいとる時間とが中々一致しないと入れることができないと思います。できたら各町村から1名ずつぐらい出してもらえればいいんでしょうけど、最悪その中から一人でも二人でも入ったらいいいのかどうか。そこから辺ちょっと確認させてください。
上村会長	私の方からちょっと提案させてもらっていいでしょうか。各町村1名ですと正直偏りますので、3名ほど出していただきまして、幹事会の席で一緒に決めていただくと。その3名につきましては、各町村長で責任を持って出していただく。という案を・・・
田尾副会長	私は、部外から入れることについてはちょっとどうかなと思うんですが。ま、いろいろご意見あるかと思いますが、部外の方を、ま、専門家といいますかそういう方を入れるかどうかということについては、会長さん、挙手で諮ってもらいたいと思います。私は、その必要はないというふうに思っております。
上村会長	<p>わかりました。これも本来議決事項でなかったんですけど、大切なことですので、じゃとりあえず意思を明確に見るということですみませんが挙手で、お願いいたします。</p> <p>私が言いました3名云々は、とりあえず撤回させていただきます。</p> <p>専門家の方を幹事会の中に入れて、5点に絞るということに賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
上村会長	<p>11名挙手、挙手しないもの15名</p> <p>それでは、専門家の方を入れたらどうかということは少数でしたので、以前から決定したとおり幹事会の方で5点を挙げさしていただきます。それ以降5点を選びまして、皆様に資料を提出いたしまして、点数を付けていただく。そして最終上位2点を今度の魚島の協議会の席において、2点のうち1点を決めていただく。そういう案が出ておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声、多数</p>
上村会長	それでは、そのようにさせていただきます。
上村会長	それでは、その他につきまして、私の方から時間をいただきまして、報告をさせていただきます。

先日来、4町村長の首長会で、合意決定されましたことを4首長を代表し、報告させていただきます。

私の冒頭の挨拶でも触れさせていただきましたけれど、今月3日に役場職員の人事異動の内示をいたしました。人事につきましては、首長のみ専属する権限ではございますけれど、合併を控えておりますので、この協議会において、特別職の2名の扱いについて、説明をさせていただきます。

魚島の中村教育長におきましては、8月31日に退職され、9月1日付けで、魚島村職員となり、今回の内示で、魚島支所、支所長としております。この件につきましては、魚島村内部の人事でもございますので、事前に魚島村議会へ説明し、同意を受けております。

また、弓削の森本教育長におきまして、9月30日をもって、自動失職した後、10月1日付けで、消防長として採用いたします。消防長は、特別法である消防組織法第14条の3第2項に規定する市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令により資格要件が示されております。

消防署内部からの資格者もないため、森本教育長が資格、識見ともに適任者として4首長で合意したことを報告させていただきます。私からの報告は以上です。

松崎局長

最後に事務局より、報告しておきます。この会が終了しますと弓削町、生名村と施設見学をしてみいました。岩城村でもその資料に書いてあります高齢者生活福祉センター、保健センターそれから島内一周の予定を立てております。だいたい1時間程度で、3時ごろには、終わる予定で組んでおります。バスが港務所前に待機しておりますので、この会終了後委員の皆様におかれましては、バスの方に行っていただければという風に思っております。あいにくの雨ではございますが、特に弓削町、生名村、魚島村の委員の皆様におかれましては、めったにない機会でございますので、是非参加して見学をしていただけたらと思います。以上でございます。

それでは、以上をもちまして本日の会は、すべて終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成16年9月 日

署名委員

署名委員

--	--